

別添 1

基準単価		事業区分		(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援		(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援	
サービス種別		1 交付要綱第3条(1)のイに該当する施設・事業所 (対象サービス：No. 1からNo. 29) 2 交付要綱第3条(1)のロに該当する施設・事業所 (対象サービス：No. 11からNo. 25) 3 交付要綱第3条(1)のハに該当する施設・事業所（1、2の場合を除く） (対象サービス：No. 12からNo. 15)		5 交付要綱第3条(1)のニに該当する施設・事業所 (対象サービス：No. 1からNo. 10)		1 交付要綱第3条(2)に該当する施設・事業所 (対象サービス：No. 1からNo. 29)	
通所系	1	療養介護	1,978千円/事業所	1,978千円/事業所	989千円/事業所		
	2	生活介護	631千円/事業所	631千円/事業所	316千円/事業所		
	3	自立訓練（機能訓練）	288千円/事業所	288千円/事業所	144千円/事業所		
	4	自立訓練（生活訓練）	228千円/事業所	228千円/事業所	114千円/事業所		
	5	就労移行支援	221千円/事業所	221千円/事業所	110千円/事業所		
	6	就労継続支援A型	279千円/事業所	279千円/事業所	140千円/事業所		
	7	就労継続支援B型	294千円/事業所	294千円/事業所	147千円/事業所		
	8	児童発達支援	271千円/事業所	271千円/事業所	136千円/事業所		
	9	医療型児童発達支援	172千円/事業所	172千円/事業所	86千円/事業所		
	10	放課後等デイサービス	257千円/事業所	257千円/事業所	128千円/事業所		
短期入所	11	短期入所	146千円/事業所	—	73千円/事業所		
入所・居住系	12	施設入所支援	1,013千円/施設	—	506千円/施設		
	13	共同生活援助（介護サービス包括型）	335千円/事業所	—	167千円/事業所		
	14	共同生活援助（日中サービス支援型）	259千円/事業所	—	129千円/事業所		
	15	共同生活援助（外部サービス利用型）	150千円/事業所	—	75千円/事業所		
	16	福祉型障害児入所施設	985千円/施設	—	493千円/施設		
	17	医療型障害児入所施設	529千円/施設	—	264千円/施設		
訪問系	18	居宅介護	107千円/事業所	—	41千円/事業所		
	19	重度訪問介護	175千円/事業所	—	67千円/事業所		
	20	同行援護	60千円/事業所	—	23千円/事業所		
	21	行動援護	106千円/事業所	—	41千円/事業所		
	22	就労定着支援	35千円/事業所	—	17千円/事業所		
	23	自立生活援助	19千円/事業所	—	9千円/事業所		
	24	居宅訪問型児童発達支援	30千円/事業所	—	11千円/事業所		
	25	保育所等訪問支援	35千円/事業所	—	13千円/事業所		
相談系	26	計画相談支援	50千円/事業所	—	25千円/事業所		
	27	地域移行支援	36千円/事業所	—	18千円/事業所		
	28	地域定着支援	38千円/事業所	—	19千円/事業所		
	29	障害児相談支援	37千円/事業所	—	18千円/事業所		
助成額		・施設・事業所ごとに、（1）及び（2）についてそれぞれ基準単価まで助成することができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・なお、（1）1から3及び（2）の施設・事業所のうち、特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認める場合に限り基準単価を超えて助成することができる。					

※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

※3 「居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、職員が利用者の居宅又は代替場所においてサービスを提供している場合を指す。

※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。